

プレス資料①
議案関係資料

令和6年第4回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件名
議案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第2号	神栖市手話言語の普及に関する条例
議案第3号	神栖市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第4号	神栖市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号	令和6年度神栖市一般会計補正予算（第7号）
議案第6号	令和6年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第7号	令和6年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和6年度神栖市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第9号	指定管理者の指定について ・神栖市高齢者ふれあいセンターむつみ荘
議案第10号	指定管理者の指定について ・かみす聖苑及びはさき火葬場
議案第11号	指定管理者の指定について ・神栖市矢田部サッカー場
議案第12号	指定管理者の指定について ・神栖市営日川浜オートキャンプ場
議案第13号	指定管理者の指定について ・神栖市ふれあいセンター湯楽々
議案第14号	指定管理者の指定について ・神栖市ゆ〜ぽ〜とはさき

議案第 15 号	指定管理者の指定について ・ 息栖神社周辺地域振興拠点施設
議案第 16 号	鹿行広域事務組合同規約の変更について
議案第 17 号	鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
議案第 18 号	損害賠償の額を定めることについて
議案第 19 号	専決処分の承認を求めることについて ・ 令和 6 年度神栖市一般会計補正予算（第 6 号）

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方税法】 (抄) 第423条 [略] 2 [略] 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</p> </div>	安藤 寿博 委員の任期が令和7年3月16日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。 【氏 名】 安藤 寿博 【住 所】 神栖市矢田部	
議案第2号	神栖市手話言語の普及に関する条例	手話が言語であることの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、ともに支え合う共生社会を実現することを目指し、条例を制定するものであります。 【制定内容】 ・ 基本的事項 (条例の目的、条例中の用語の定義、基本理念) ・ 市の責務、県との連携及び協力、市民の役割、事業者の役割、施策の推進方針、職員に対する研修、学校等における手話の普及等、医療機関等への啓発、緊急時及び災害時の対応、財政上の措置等について規定 ・ 条例の施行に対して、必要な事項は規則で定めることについて規定	
議案第3号	神栖市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。 【改正内容】 ・ 第4条第6号中「第21条第2項第1号」→「第22条第2項第1号」 ※引用元施行令中の、車椅子利用者のための設備やスペースを設置する基準について、新たな基準を定める条文が追加されたことに伴う繰り下げ	

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	概要	備考						
議案第4号	神栖市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	<p>水道法施行令等の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の範囲が拡大されるため、所要の改正を行うものであります。</p> <p>【改正内容】</p> <p>① 第3条における布設工事監督者の資格についての改正</p> <p>ア 資格要件区分の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学科要件において「機械工学科」及び「電気工学科」を追加 ・ 1級土木施工管理技術検定に合格したものを追加 <p>イ 必要とされる実務経験年数の見直し</p> <p>現行は水道の実務経験のみとしていたが、改正後は水道の関連分野の実務経験年数を要件の半分の年数まで算入することを可能とした。</p> <p>② 第4条における水道技術管理者の資格についての改正</p> <p>ア 布設工事監督者に必要な資格を有するものを削除</p> <p>イ 1級土木施工管理技術検定に合格したものを追加</p>							
議案第5号	<p>令和6年度神栖市一般会計補正予算（第7号）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>補正内容の詳細は財政課作成資料を参照</p> </div>	<p>補正は歳入歳出それぞれ4億9,348万2千円を追加し、補正後の予算規模を466億1,349万3千円とするものであります。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の額</td> <td style="text-align: right;">46,120,011千円</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td style="text-align: right;">493,482千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">46,613,493千円</td> </tr> </table> <p>補正の主な内容につきましては、ふるさと納税推進事業において、寄附の増加に伴い必要となる返礼品等に要する経費を措置し、寄附金を基金に積み立てるため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。</p>	補正前の額	46,120,011千円	補正額	493,482千円	計	46,613,493千円	
補正前の額	46,120,011千円								
補正額	493,482千円								
計	46,613,493千円								

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	概要	備考
議案第6号	令和6年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	<p>補正は歳入歳出それぞれ23万円を追加し、補正後の予算規模を59億7,521万1千円とするものであります。</p> <p style="text-align: center;">補正前の額 5,974,981千円 補正額 230千円 計 5,975,211千円</p> <p>補正の内容につきましては、郵便料金の改定に伴い不足する郵便料について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金を充てるものであります。</p>	
議案第7号	令和6年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）	<p>補正は、収益的収入の予定額を105万3千円追加し、30億3,884万1千円に、収益的支出の予定額を330万円追加し、29億8,478万9千円とするものであります。</p> <p style="text-align: center;">（収益的収入） 補正前の額 3,037,788千円 補正額 1,053千円 計 3,038,841千円</p> <p style="text-align: center;">（収益的支出） 補正前の額 2,981,489千円 補正額 3,300千円 計 2,984,789千円</p>	

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	概要	備考						
		<p>補正の内容につきましては、郵便料金の改定により、上下水道料金徴収業務委託料が増額となるため、補正予算を計上するものであります。</p>							
<p>議案第8号</p>	<p>令和6年度神栖市下水道事業会計補正予算（第2号）</p>	<p>補正は、収益的支出の予定額を165万3千円追加し、18億9,922万8千円とするものであります。</p> <p>（収益的支出）</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>補正前の額</td> <td style="text-align: right;">1,897,575千円</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td style="text-align: right;">1,653千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">1,899,228千円</td> </tr> </table> <p>補正の主な内容につきましては、郵便料金の改定により、下水道料金徴収業務委託料が増額となるため、補正予算を計上するものであります。</p>	補正前の額	1,897,575千円	補正額	1,653千円	計	1,899,228千円	
補正前の額	1,897,575千円								
補正額	1,653千円								
計	1,899,228千円								
<p>議案第9号</p>	<p>指定管理者の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神栖市高齢者ふれあいセンターむつみ荘 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法】（抄）</p> <p>第244条の2　〔略〕</p> <p>2から5まで　〔略〕</p> <p>6　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> </div>	<p>神栖市高齢者ふれあいセンターむつみ荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 鹿島都市開発株式会社 茨城県神栖市大野原4丁目7番1号</p> <p>【指定の期間】 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）</p>							

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第10号	指定管理者の指定について ・かみす聖苑及びはさき火葬場	かみす聖苑及びはさき火葬場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 有限会社かみす葬祭 茨城県神栖市知手中央6丁目21番26号 【指定の期間】 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）	
議案第11号	指定管理者の指定について ・神栖市矢田部サッカー場	神栖市矢田部サッカー場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 一般社団法人神栖市観光協会 茨城県神栖市土合本町五丁目9809番地527号 【指定の期間】 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）	
議案第12号	指定管理者の指定について ・神栖市営日川浜オートキャンプ場	神栖市営日川浜オートキャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 株式会社Recamp 東京都目黒区中目黒三丁目3番2号 【指定の期間】 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）	

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	概要	備考
議案第13号	指定管理者の指定について ・ 神栖市ふれあいセンター湯楽々	神栖市ふれあいセンター湯楽々の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 浜野産業株式会社 茨城県神栖市奥野谷8071番地3 【指定の期間】 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）	
議案第14号	指定管理者の指定について ・ 神栖市ゆ〜ぽ〜とはさき	神栖市ゆ〜ぽ〜とはさきの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 株式会社塚原緑地研究所 千葉県千葉市美浜区高洲三丁目11番3号 【指定の期間】 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）	
議案第15号	指定管理者の指定について ・ 息栖神社周辺地域振興拠点施設	息栖神社周辺地域振興拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。 【指定管理者となる団体の名称及び所在地】 株式会社坂東太郎 茨城県猿島郡境町大字長井戸1703-1 【指定の期間】 令和7年8月1日から令和12年3月31日まで（4年8か月）	

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第 16 号	鹿行広域事務組合規約の変更について	<p>地方自治法第286条第1項の規定により、当該事務組合規約の一部を改正することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】(抄) 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。 第286の2 から第288条 [略] 第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。 第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> </div>	
議案第 17 号	鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	地方自治法第289条の規定により、当該事務組合の財産を処分することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。	
議案第 18 号	損害賠償の額を定めることについて	<p>除草作業中の飛び石により相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】(抄) 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 第13号 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。</p> </div>	

令和6年第4回神栖市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	概要	備考
議案第19号	<p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p>・令和6年度神栖市一般会計補正予算（第6号）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】（抄）</p> <p>第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</p> <p>3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> </div>	<p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものがあります。</p> <p>補正は歳入歳出それぞれ4,872万9千円を追加し、補正後の予算規模を461億2,001万1千円とするものであります。</p> <p style="text-align: right;">補正前の額 46,071,282千円</p> <p style="text-align: right;">補正額 48,729千円</p> <p style="text-align: right;">計 46,120,011千円</p> <p>補正の内容につきましては、衆議院解散による総選挙に伴い、投票に向けての準備等を早急に進めるため補正予算を計上し、10月9日に専決処分したものであります。</p>	

提 案 理 由

令和6年第4回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

人事に関するもの	1件
条例に関するもの	3件
予算に関するもの	4件
指定管理者に関するもの	7件
一部事務組合に関するもの	2件
損害賠償の額を定めることについて	1件
専決処分の承認を求めるもの	1件

でございます。

議案第1号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであり、安藤 寿博 委員の任期が令和7年3月16日をもって満了することに伴い、人格が高潔で、固定資産の評価に関し識見を有する同氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号につきましては、神栖市手話言語の普及に関する条例についてであり、手話が言語であることの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、ともに支え合う共生社会を実現することを目指し、条例を制定するものであります。

議案第3号につきましては、神栖市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号につきましては、神栖市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてであり、水道法施行令等の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の範囲が拡大されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号につきましては、令和6年度神栖市一般会計補正予算（第7号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ4億9,348万2千円を追加し、補正後の予算規模を466億1,349万3千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、ふるさと納税推進事業において、寄附の増加に伴い必要となる返礼品等に要する経費を措置し、寄附金を基金に積み立てるため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰越金等を充てるものであります。

議案第6号につきましては、令和6年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ23万円を追加し、補正後の予算規模を59億7,521万1千円とするものであります。

補正の内容につきましては、郵便料金の改定に伴い不足する郵便料について、補正予算を計上するものであります。財源としましては、繰入金等を充てるものであります。

議案第7号につきましては、令和6年度神栖市水道事業会計補正予算（第1号）についてであり、補正は収益的収入の予定額を105万3千円追加し、30億3,884万1千円に、収益的支出の予定額を330万円追加し、29億8,478万9千円とするものであります。

補正の内容につきましては、郵便料金の改定により、上下水道料金徴収業務委託料が増額となるため、補正予算を計上するものであります。

議案第8号につきましては、令和6年度神栖市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであり、補正は収益的支出の予定額を165万3千円追加し、18億9,922万8千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、郵便料金の改定により、下水道料金徴収業務委託料が増額となるため、補正予算を計上するものであります。

議案第9号から議案第15号につきましては、指定管理者の指定についてであり、神栖市高齢者ふれあいセンターむつみ荘、かみす聖苑及びはさき火葬場、神栖市矢田部サッカー場、神栖市営日川浜オートキャンプ場、神栖市ふれあいセンター湯楽々、神栖市ゆ〜ぼ〜とはさき、息栖神社周辺地域振興拠点施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

議案第16号につきましては、鹿行広域事務組合同規約の変更についてであり、地方自治法第286条第1項の規定により、当該事務組合同規約の一部を改正することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号につきましては、鹿行広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてであり、地方自治法第289条の規定により、当該事務組合の財産を処分することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号につきましては、損害賠償の額を定めることについてであり、除草作業中の飛び石により相手方車両が損傷した事故について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号につきましては、専決処分の承認を求めることであり、令和6年度神栖市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正は歳入歳出それぞれ4,872万9千円を追加し、補正後の予算規模を461億2,001万1千円とするものであります。補正の内容につきましては、衆議院解散による総選挙に伴い、投票に向けての準備等を早急に進めるため補正予算を計上し、10月9日に専決処分したものであります。